

## 原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

### 招 集

令和3年12月13日（月）午前10時 議場

### 出席委員（9名）

（委員長）尾 沢 三 夫 （副委員長）土 光 均  
石 橋 佳 枝 稲 田 清 奥 岩 浩 基 国 頭 靖  
戸 田 隆 次 中 田 利 幸 矢 田 貝 香 織

### 説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】辻部長 佐小田防災安全監

[防災安全課] 大野原課長 田中課長補佐兼危機管理室長 戸崎危機管理室係長

【市民生活部】永瀬部長

[クリーン推進課] 清水課長

【参考人】

陳情第100号

提出団体 島根原発稼働の是非を問う住民投票の会・米子  
共同代表 河合康明 氏

### 出席した事務局職員

松下局長 土井次長 安東議事調査担当係長

### 傍 聴 者

安達議員 岩崎議員 岡村議員 門脇議員 三嶋議員 前原議員 又野議員  
森谷議員

報道関係者2人 一般4人

### 審査事件及び結果

陳情第98号 鳥取県内に放射性廃棄物の最終処分場を建設させない議会決議のための陳情書 [不採択]

陳情第99号 放射性廃棄物を生む原子力発電の停止を求める意見書提出に関する陳情書 [不採択]

陳情第100号 島根原子力発電所の稼働の是非に関する様々な諸課題を議会として意見聴取・論点整理・議論し、その内容を市民にわかりやすく情報提供をすることを求める陳情 [不採択]

### 報告案件

・島根原子力発電所2号機に係る原子炉設置変更許可後の市の対応について

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○尾沢委員長 ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、12月9日の本会議で当委員会に付託されました陳情3件について審査すると

ともに、1件の報告を受けます。

初めに、陳情第100号、島根原子力発電所の稼働の是非に関する様々な諸課題を議会として意見聴取・論点整理・議論し、その内容を市民にわかりやすく情報提供をすることを求める陳情を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出団体の島根原発稼働の是非を問う住民投票を実現する会・米子、共同代表の河合康明様に御出席いただいております。

早速、河合様から御説明をいただきたいと思っております。説明は分かりやすく、簡潔にお願いいたします。説明は座ったままで構いませんので、よろしくお願ひいたします。

そういたしますと、河合様、どうぞ。

**○河合氏（参考人）** おはようございます。河合と申します。よろしくお願ひいたします。

本年、9月15日に島根原発2号機に関する原子力規制委員会による設置変更許可に関する審査が終了いたしました。島根原発が稼働するかしないかは、米子市民の暮らし、そしてまちづくりに大きな影響を及ぼす重要な課題です。米子市は、市民自治基本条例を定めておられまして、市民が主体となったまちづくりを推進するということを目的とすると第1条で定めておられます。まちづくりに大きな影響を及ぼす島根原発について住民の理解を深め、その是非を判断するためには、住民の間での活発な議論を喚起する必要があると考えます。その議論を深めていくためには正しい情報が必要ですが、これまで鳥取県や米子市が行ってきた住民説明会は、国の機関、中国電力といった原発推進の立場からの情報提供しかございませんでした。原発に関しては賛否両論あり、反対意見や慎重な意見が必要であるとする意見もある中で、推進の立場からの説明だけでは不十分であり、住民の納得や安心を得ることはできません。

そこで、要望の1でございますが、原発の稼働が必要であるとする専門家と、慎重な意見を持つ専門家から、それぞれ意見聴取する場をこの議会で設けていただき、その内容を市民に分かりやすく、分かりやすい言葉で伝えていただくよう要望いたします。

次に、国の機関や中国電力から、この市議会、米子市議会に対して、一度説明があったとお聞きいたしておりますが、議員や傍聴者のお話では、その際、時間的制約などから十分な質疑が行われていなかったと伺っております。

そこで、要望の2でございますが、原子力規制庁、内閣府、資源エネルギー庁及び中国電力による説明と質疑の機会をさらに設けていただき、十分な質疑を行った上で、その内容を市民に分かりやすくお知らせいただきますよう要望いたします。

私たち島根原発稼働の是非を問う住民投票を実現する会・米子は、米子市民自治基本条例第29条に定めておられます、市政の特に重要なことについて、事案ごとに住民投票を実施することができるという条文に基づきまして、条例制定を求める直接請求を行うため、この11月19日より署名開始を始めまして、既に法定署名数を超える署名をいただいております。米子市民、米子市の発展のためには、住民投票ができたとしても、単に、その賛成、反対の数を明らかにするだけでは不十分であり、住民投票を実施することにより市民が島根原発稼働の是非を自分のこととして考え、議論し、理解を深めるということが不可欠であると考えております。そのためには、市民が原発の稼働に関して、多様な意見を分かりやすい言葉でお聞きし、正確な情報を得ることが必要です。

議会の皆様は、私たち米子市民の代表であるという矜持をお持ちであると思っております。ぜ

ひ市民に対してそうした情報を分かりやすく提供していただくよう要望いたします。どうか、私たちの陳情の思いを御理解の上、採択いただきますようお願い申し上げます。以上です。

**○尾沢委員長** 説明は終わりました。

参考人に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります土光議員及び又野議員のほうから説明を求めます。

初めに、土光議員。

**○土光賛同議員** 陳情の趣旨とか思いは、先ほどの意見陳述に十分表れていると思います。その中で、特に2点だけ。やはり議会としては、この島根原発稼働について多様な立場から多様な意見を交わして議論をする、それから正確な情報を得て、それを市民に伝える、そういった役割が議会の役割だと思います。現在のところ、先ほどの陳情の陳述でもありましたが、それが、議会がそういった役割をまだまだ十分に果たせていないと思います。この陳情1、2、これをぜひ採択して市民の負託に応えるような形で、これからこの特別委員会が運営されていくことを望みます。以上、賛同の理由です。

**○尾沢委員長** 次に、又野議員。

**○又野賛同議員** 私からも、簡単に賛同理由を述べさせていただきます。

先ほどの意見陳述でも賛同の理由でもありましたけれども、今、この間行われてます住民説明会とか議会でも、説明に来ておられるところは、原発、原子力発電所を動かすほうの立場の方が多いと思います。やはり、原発については様々な意見あると思います。専門家の中でも様々な意見があると聞いています。ということは、やはり、その多様な意見を聞く場というのを設ける必要があると考えます。そして、この間の説明会などでも、この陳情の中にもありますけれども、時間が限られているということがあって、実際に質問をしても、それ以上の理解が深められる場というのが少なかったように思います。実際に、聞いたことに直接答えてないというような場面も何度かありました。そういうふうに使われている住民の方々もおられます。しっかりと、この原発の問題、エネルギーの問題っていうのは、時間をかけて、将来にわたって大きな影響があるものですので、急いで判断することなく時間をかけてやらないといけないことだと思っております。もっとそういう機会を設けるべきだと思っておりますので、賛同いたします。以上です。

**○尾沢委員長** ありがとうございます。

賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** 特にないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

それでは、土光委員のほうから御意見をお願いいたします。

**○土光委員** 採択、主張します。

この陳情事項の1と2、これは議会として私は実行可能な内容だというふうに思いますので、例えば1に関して、多様な立場の専門家、これを参考人として呼ぶということは十分可能なことだと思います。それから、特に2番目、これは一度全員協議会で、国の関係機関、中国電力も含めて、さらに説明、質疑の場、これ一度やられましたが、御存じのように、それから、先ほどの陳情でもありましたが、時間的制約があって、質問の仕方も非常に限られた、十分なやり取りができなかった。これは多分、国は国なりの、みんなが出てきてやるというのは、なかなか時間的ないろんな要因が、制約があったとは思いますが、でもこれ、国の機関3つですよ。これ一度にする必要必ずしもないし、それから今、例えば実際に来てもらわなくてもウェブという方法も十分考えられると思います。そういうふうに工夫をすれば、国とか中国電力から、さらにきちんと質疑をするという場は設けることは十分可能だと思いますので、そういった意味でも、ぜひこれ採択、私は採択ですけど、採択をしてこういった形で議会、委員会やりたいというふうに思います。

**○尾沢委員長** 続いて、奥岩委員、どうぞ。

**○奥岩委員** まずは、河合様、本日はお忙しいところお越しいただきましてありがとうございます。

結論から申しますと、不採択でお願いいたします。先ほど御説明していただいたんですが、当委員会といたしましては、全て対応していると考えております。また、少し話がそれるんですけど、分かりやすく情報提供をしていただきたいというようなお話だったんですけど、この件に限らず、私、広報広聴委員でもありますので、本議会での議決結果等は、毎回、市議会だよりも掲載させていただいてましたりとか、ホームページでも公開させていただいておりますが、分かりやすい情報提供というのは、少し、今後課題になってくるのかなとは思いますが、御陳情、御意見いただきました2点につきましては、対応しているものと考えますので、不採択でお願いいたします。

**○尾沢委員長** 続いて、稲田委員、お願いします。

**○稲田委員** まず、内容としては不採択を主張いたします。

奥岩委員と重なる部分がございますが、陳情者が、ここに記載されている一番最後の部分ですね、要は、その過程、結果等を市民に分かりやすく情報提供というところで、主観も入るであろう部分かなとは思いますが、とはいえ、我々もこのような務めを果たしていかなければならないと思っておりますが、少なくとも、これは公開されておりますし、こちらにお越しいただいた方には資料も提供されているというところで、責めは果たしているものと考えておりますので、今後もこういった意見があったということは十分心に留めて、この委員会あるいは議会の活動をしていかなければならないという部分は、私個人としては認識いたしますけれども、陳情といたしましては不採択ということで主張いたします。以上です。

**○尾沢委員長** 次に、中田委員。

**○中田委員** 私も、結果としては不採択を主張いたします。

趣旨は、気持ちとしては十分に受け止めれます。しかし、先ほど来ありますように、意見聴取、論点整理、特に意見聴取という面においては、市民の代表の多様な意見のそれぞ

れの代表が、この議員としての役割だと思っております、当然、それは個々の議員の責務として意見を聴取するというのは、既に果たすべきものとして自覚されているものと私は認識しております、論点整理だとか議論することも、これも議会の役割ですので、既に当たり前のこととして深める努力というものは、常に働いているものだと思っております。

先ほど奥岩委員からもありましたけれども、分かりやすくという部分については、今も取り組んでいただいている部分はありますけれども、この件について、申し訳ないですが、住民投票のことを目的とした分かりやすさというものは、非常にどこまでどのような内容でというようなことになってくると思います。そこら辺は非常に難しい部分もありまして、議論のそれぞれの賛成、反対という部分につきましても、多くの時間を割いて、今までも反対の意見をお持ちの方々から、むしろ、そちらの意見のほうを多く、この場では耳にしております。それで今、様々な手法でいろんな論だとか素材については、情報を取得することも可能ですので、何らかの結論といいますか、考えをまとめる際に向けては、議会として当然、意見聴取はされていくものだと私は認識しておりますので、そのような理由から、この陳情については、不採択を主張いたします。

**○尾沢委員長** 続いて、戸田委員。

**○戸田委員** 私も不採択、採択をしないことを主張したいと思います。

皆さん方、いろいろと御意見がありましたけれども、私の意見としては、今の原子力再稼働については、世界で厳しい原子力規制委員会ですと議論なされた経過で、今の事務推進を図っておられるわけですが、この陳情の中で、今の住民説明会が少ないのではないかと、さらには住民説明会を求めたいという御意見でしたけれども、いろいろと、その説明会の状況等を考えますれば、幾度となくそういう説明会がなされておりますので、その辺のところは、ある程度理解を私はしておるところでございます。ただ、先ほど、皆さんがおっしゃいますように、分かりやすく説明会というような観点からいけば、私も賛同する部分がありますので、その辺については、今後の議会活動でしんしゃくしていきたいというふうに思っておりますが、もう一つが、今の国、関係機関による説明会の実施という意見がなされておられます。ただ、この問題についても、私もいろいろと多岐に研究するわけですが、やはり国、関係機関の説明会というのは、やはり国の判断によるものではないかなと私は理解しております。以上で私の採択をしないということを主張します。

**○尾沢委員長** 続いて、矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私は採択しないという立場で意見を述べさせていただきたいと思っております。

陳情者の皆様からいただきましたこの文書、先ほどもありましたけど、当特別委員会において、最後3行でございます。求めておられるところの思いは受け止めさせていただきたいというふうに思います。また、この特別委員会は、原発の稼働の是非について分かりやすい情報提供するということを目的にした議論を展開するかどうかということにつきまして、私自身、今後の受け止めの中でそのように取り組んでいきたいなというふうに思いますけれども、私は何より自分事として陳情者の皆様が考えていくことを目的として、この議会の在り方というのは問うてくださると思うんですけども、もはや、もう気候変動だけではなくて、私たち人類であるとか、全ての生き物にとっての生存の基盤を揺るがすような大規模災害、気候の危機とも言われる中でのエネルギーについてこそ、自分

事として考えるための取組が大事だろうというふうに考えております。このような理由で、この陳情に関しましては、不採択でお願いしたいと思います。

**○尾沢委員長** 続いて、石橋委員。

**○石橋委員** この原発の再稼働に関しては、本当に市民の関心の高いところですが。署名の話をしてしましても、本当に喜んで署名をされる方もありますけれども、中には、やっぱり分かりにくいと言われる人、悩まれる人も多いんですね。エネルギーの問題として、原発をどう考えるのか、両方がなかなか詳しくないところで、随分悩まれる人も多いなというふうに思っております。ここの陳情書にありますように、いろんな立場の専門家の意見を広く聞く機会が欲しいというのは、これは市民の思いだと思います。そして、この前、市民に対しては2回開かれました説明会、これは、やはりここで、全協でありましたように、国と中国電力の4か所というか4者からの説明に対して、なかなか質問の時間は短く、特に市民は、ここの原発の特別委員会の委員と違って、またもっと聞きたいというか、もっと細かく聞かんと分からんというところはとても多かったと思うんですが、その辺で分からなかったという意見もたくさん聞きました。そういう意味でも、まだまだ原発に関して、市民がよく知る機会というのは大事だというふうに思っております。委員会とか全協など、議員が十分に論議して、それをちゃんと伝えればいいのだという意見もありましたけれど、その委員会とか全協は中継がされませんので、どんな話がされてるかっていうのは、直接、そのことを報告できる方でないと、なかなか分からないっていう側面があります。全市民に広げた説明というのが本当に必要だと思うので、この陳情は採択し、市民がしっかり原発のことを考えられるように情報を提供していくということで、陳情を採択されるように強く求めます。

**○尾沢委員長** 次に、国頭委員。

**○国頭委員** 私は採択でお願いしたいと思います。

1番目ですけれども、原発を推進する専門家と、慎重な意見を持つ専門家と、市も県と協調して、講演会みたいなものを開いておられるんですけども、私は聞きに行きましたけれども、やっぱり賛成というか、そういった専門家の方が多いように思います。反対、慎重な立場を取る専門家の意見というのもやっぱり聞いてみたいというところがあります。そういう面からしても、これは、もっともっと工夫をして、市民の方にも聞いてもらう機会を持ってもらうべきではないかなと思っております。

2番目については、国は原子力発電を推進する立場でありますので、それはもう当然、全国、関係する場所については、それは住民に対しても説明していくべきであって、これを米子市にしると、鳥取県にしると言っても無理なところがあります。そういう面では、もっともっとしてもらって機会を持つべきだと思っておりますので、賛成ということでお願いしたいと思います。

**○尾沢委員長** ありがとうございます。

皆さん方からの御意見、討論を終結いたします。

土光委員。

**○土光委員** 先ほどの討論というか採択の理由の中で、ちょっと私自身聞いていて、説明がまだ不十分ではないかとかと思う点が、2点指摘したいのですが、それで、もしよければ、それに対して、さらに説明していただきたいというふうに思うんですが、その2点、

発言していいですか。

**○尾沢委員長** もう既に、それぞれの質問の時間と、それから討論の時間は終結いたしましたので、それはお受けしかねます。

**○土光委員** でも、委員長いいですか。

**○尾沢委員長** どうぞ。

**○土光委員** やはり、こういった陳情の審議に関して、例えば議会基本条例でもあります議員間討議が必要なわけです。今、一通り、それぞれの賛成、反対前提にした意見を聞きました。それについて議員間で不明なところというのは、お互いに議論する場というのがあってもいいんじゃないですか。

**○尾沢委員長** 討論に対する質疑というのが、ちょっとできないというふうに解釈いたしておりますが、よろしいでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 討論に対する質疑ができない、これは、それと、議員間討議をやりましょうというのが、議会基本条例で定められていますよね。じゃあ、どの場で、どういう場で議員間討議をすればいいんですか。

**○尾沢委員長** だから、それは質問の場でしょう。質問していただきたいという時間は取っておりますし、それを終結してから、それぞれの陳情の採決に関わる自分の意見というものを述べていただいたわけですね。それは十分御承知だと思います。となると、あなたが申されている陳情に対しての採択をするよと、私は採択だよという意見、不採択だよという意見、その意見に対して討論をこれからやっというお話はお受けしかねるといふ委員長としての立場でございます。御理解ください。

土光委員。

**○土光委員** 私は討論を続けようと言ってるのではなくて、議員間討議をする場があってもいいんじゃないかと言ってるんです。

**○尾沢委員長** 議員間動議ですか。

**○土光委員** 討議です。

**○尾沢委員長** 討議ですか。

**○土光委員** はいはい、これは議会基本条例で定められています。

**○尾沢委員長** 議員間の討議が、今必要だということ。

**○土光委員** はい、そういう場があってもいいんじゃないか。今、そういう場として発言をしたいというふうに言ってるんです。

**○尾沢委員長** 土光委員、今、動議として上がってるのは、今度また議運のほうでそのように諮っていただくようにして、今後どうするかということにさせていただきたいと思えます。

土光委員。

**○土光委員** 私、動議とかそんなこと言ってませんよ。

**○尾沢委員長** 討議でしょう。

**○土光委員** 動議と議員間討議は違うでしょう。

**○尾沢委員長** だから、議員間討議というのは、この場では規定はされておきませんので、こういった場に向かつての議員間討議がやるのかどうかというのは、これは、議運のほ

うで諮っていただくということにさせていただきたいと思います。

土光委員。

**○土光委員** つまり、議員間討議をするというためには、それをしようという動議が必要で、それをどう扱うか、それは改めて議運でその辺を整備する、そういう考え方だということですか。

**○尾沢委員長** 稲田委員。

**○稲田委員** 議会運営委員会のほうでということがありましたので、その時期を待ってもよいですが、ここの整理にお役に立てばと思って発言をさせていただきたいと思います。

まず、その動議とは、多分、土光委員が発せられてないと思いますので。

**○尾沢委員長** ないです、失礼しました。

**○稲田委員** この場で動議というものは一切発生していないということを確認させていただきたいと思います。議員間討議という言葉が確かに議会基本条例にございますが、どの場面でする、あるいは、してはいけないという明確な規定はないように記憶しております。ただ、今、この時間ですね、要は、議員の採決に向けての討論が終結、先ほど委員長がもう終結と宣言されておられますので、その討論で主張した内容に対する質疑あるいはそれを踏まえた議員間の討議という行為は、この時間帯、いわゆる8人がもう全部主張して委員長が終結としたこのタイミングでは、その議員間討議が生じる余地はないのかと思っておりますので、この後は、採決に入られることが妥当であると思っております。以上で終わります。

**○尾沢委員長** 私の不用意な発言があったかと思いますが、冒頭に申し上げました、土光委員からの意見についてはお受けできかねるというふうに最初に申し上げました。さらにその上で、基本条例を持ち出して、土光さんのほうからの御意見がありました。しかしながら、やはり、ここでは我々のルールに基づいて、これより採決をいたしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 一言いいですか。今、稲田委員が言われたように、今のこの審議のやり方、質疑して、採決を前提で討論して採決、その流れで今やっていると思います。それは、おっしゃるように、その流れで事が進むと、議員間討議する場がないんですよ。でも、一方では、議会基本条例で議員間討議は必要だよというのうたってるわけです。だから、その辺は、今この場で結論出せるわけじゃなし、原発の特別委員会でそれを議論する場がないということは分かりますので、そういったことは改めて委員長からも、議運にこういったことに関して、議員間討議、どういう位置づけでどういうふうにするべきかどうかというのは問題提起して、議運で、これを議論していただくということを要望します。

**○尾沢委員長** そういたしますと、これより採決いたします。

陳情第100号、島根原子力発電所の稼働の是非に関する様々な諸課題を議会として意見聴取・論点整理・議論し、その内容を市民にわかりやすく情報提供をすることを求める陳情について、この陳情について採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、国頭委員、土光委員〕

**○尾沢委員長** ありがとうございます。賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第100号について、委員会審査報告に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** 異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

河合様、本日はどうもお越しいただきましてありがとうございます。

〔河合参考人退席〕

**○尾沢委員長** 次に、陳情第98号、鳥取県内に放射性廃棄物の最終処分場を建設させない議会決議のための陳情書を議題といたします。

本陳情の賛同議員であります石橋議員に説明を求めます。

**○石橋賛同議員** この最終処分場を建設させない議会決議の陳情ということですが、今、政府は地層処分ということを言っています。核廃棄物を地下640メートルですかね、違うか、300メートルのところに埋めるという計画で。全国で、科学的な適地のマップというのが発表されて、その中で、各地域での政府の交渉が続いております。そして、北海道の2つの町が手を挙げられたというところがあります。

この地層処分ということについては、日本で地層処分をするということについては、大変危険であるというふうに私も思っております。世界では、フィンランドで、洞窟に深く横穴を掘って行って、地層処分をしているフィンランドのオンカロというのがあります。これは、地下400メートルに廃棄物を埋設すると。そして、10万年にわたって保管するという試みです。10万年、放射能の影響が減少し消えるのに10万年、いや、それ以上かかるというふうに言われているので、10万年にわたって保管するという、そういうことになっていますが、このオンカロというところは、過去20億年にわたって岩盤が破損していないということが明らかになっている、とても日本にはないような頑丈な岩盤です。それに比して、日本では、それに対するような頑丈な岩盤はありません。政府が発表してます火山があつて影響があるとか、断層があるとか、隆起があつたというような適切でない場所ってというのがマップで記されていますけれど、それ以外でも地震は起こりますし、火山もまだ、どこが爆発するか分からないという状況もあります。その中で、地層処分そのものというのが大変問題があるというふうに思っています。

鳥取県でいえば、適切ではないというところが、ほぼ鳥取県はほとんどなんですが、その中でも、この陳情書にあるような何か所かは可能性があるということになっています。そして、ここに書かれていますように、人形峠が一つの埋設の試験研究というのを始めるということになっているというふうに報道もされています。そんな中で、鳥取県は、その処分場を引き受けるということをしなくてほしいということが、この陳情書の趣旨です。鳥取県でなきゃいいのかっていうことではなくて、他の県でも駄目なんですけど、やはり、それは、その地域の人が自分のこととして考えて、本当にそういうものを造っていいのかわるか、自分の地域では少なくとも引き受けない、そういうことなんだというふうに考えます。

日本は、安全なところはないと言いました。ちょっと、中国地方とか九州、四国のほう

でいうと、島根原発も、ほんの危険なところをちょっと外れてますけど、すぐ近くに大きな活断層があります、宍道断層です。伊方原発もやはりそうですし、川内原発もそうです。そういう意味でいうと、原発そのものが危ないところに建っているんですけども、それは横に置きましても、その地層深くと言っても300メートルはあまり深くはないですけど、掘って埋めていくという、その処分はとても危険だと。それは、鳥取県は引き受けないでくれという意見をぜひ尊重して採択していただきますように、これが賛同の弁です。以上です。

**○尾沢委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほか質疑はございませんか。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** この2019年8月19日の報道を受けて、人形峠環境技術センターで行われるウラン廃棄物の処理・処分に係る研究について、9月以降に平井鳥取県知事と日本原子力研究開発機構とのやり取りがあったと思いますが、その内容について御説明いただけませんかでしょうか、当局のほうに伺いたいと思います。

また、さらに現在、県内に放射性廃棄物の最終処分場、建設するような動きが実際にあるのかどうかお教えてください。

**○尾沢委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** すみません、9月の知事と理事長とのやり取りにつきましても、もし今御用意されてないようでしたら回答が難しいかと思っておりますので、後半の部分、実際に県内の廃棄物の最終処分場の建設をするような動きにつきましても、どのような状況なのかお教えいただければと思います。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 県内についてということでもよろしかったでしょうか。そういった動きはないものと承知しております。以上です。

**○尾沢委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** ありがとうございます。

**○尾沢委員長** ほかに質疑はございませんか。

土光委員。

**○土光委員** まず、この放射性適地マップというか、これが公表された後、その頃だとは思いますが、これは経産省か資源エネルギー庁か、いわゆるNUMOか、ちょっと分かりませんが、いわゆる自治体説明会というのを何回か全国各地でやったと思います。米子市も、どこかにその説明会、参加していると思います。これに関してどんな説明があったのか、米子市はそのときどういう対応をしたのかというのを説明をお願いします。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** NUMOの説明会の概要についてということですが、この説明会につきましても、もっと一般的な話としまして、地層処分の概要であったりとか、あとは科学的特性マップに基づいて、現在、この受入れ自治体を探している

といったところであったりとか、そういったところについて一般的な質問があり、それに関して参加者同士で意見交換を行ったというような説明会でした。以上です。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** それから、あと、米子市の考え方をお聞きしたいと思います。この高レベル放射性廃棄物、どこにするかということで、国はいろんな説明したりいろんな動きで今、北海道の寿都町とか神恵内村で手を挙げて文献調査が行われてる。要はどこの候補地にするかというのは、今は手挙げ方式と、それからもう一つは、国からどうですかというふうな意向がある。両方の形で今進められていて、北海道の2つの町は、それに応じて今文献調査が進んでいる。もう一つは、この放射性適地マップというか、米子市自身は適地という部分はないのですが、一度NUMOに聞いたことあるんですけど、この放射性マップで適地と言われないところは、基本的に高レベル放射性廃棄物最終処分場としてはもう考えないのかというふうに確認したら、必ずしもそうでない。だから、ある意味で、米子市に対して国からどうですかみたいな打診があるかもしれない。それから、米子市自身の判断で、すごくある意味でお金が出ますから、米子市の判断で手を挙げるといって、可能性としてはもちろんゼロではない、これはもちろん一般論です。今の米子市の考え方を聞きたいのですが、この処分場の候補地として米子市から手を挙げるとか、国から打診があったときにそれなりに応ずる、そういった可能性はあるのか、それとも、そういうことは一切ないというふうに断言できるのですか、どちらですか。

**○尾沢委員長** 大野原防災安全課長。

**○大野原防災安全課長** 先ほどの候補地の決定に至る過程の中で、本市にそういった話があった場合どうするかということについては、仮定の話になりますので発言は控えさせていただきますが、処分地の決定に至る手続につきましては、最終処分法第4条第5項に基づきまして、概要調査地区等の所在地を所轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聞きまして、これを十分に尊重されるものと私ども考えておりますので、現時点ではそういった話はありませんので発言のほうは控えさせていただきますが、いずれにしましても、市町村長の意見を十分に聞いていただいて、それを尊重されるということですので、そういった対応になろうかと思えます。以上です。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 仮定の話と言われて答弁できないと言われると、こっちも困るんですが、じゃあ、聞き方変えます。国から打診があった場合どうかというのは、仮定の話ということで今答えられないという答弁だった。逆に、手挙げ方式もあるので、少なくとも米子市から手を挙げるといって考えは、今全くないというふうに断言できますか。

**○尾沢委員長** 永瀬市民生活部長。

**○永瀬市民生活部長** 大きくいうと環境政策の分野ということで、ふだんは米子市としては一般廃棄物処理の担当しかしてないんですけど、そういった話があったところでの御質問ですので、大きく受けさせてもらって御答弁しようと思うんですけど、今の段階で、米子市としてそういったことを検討した過程は一切ございませんので、そういった方向について議論してるわけではございません。以上です。

**○尾沢委員長** そういたしますと、質疑をこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様のご意見を求めます。

次は、国頭委員のほうからまいります。

国頭委員、御意見を。

**○国頭委員** 非常に悩ましい陳情だと思います。高レベルの放射性廃棄物、日本国内では、やっぱり、造るということですが、先ほど出てたオンカロ並みの強固な地盤というのは、私も日本にはなかなか難しいのではないかなと思っております。かといって、福島のをそこだけにとどめておくということもどうかなという思いもありますけども、趣旨は非常に理解できるということで、趣旨採択ということでお願いします。

**○尾沢委員長** そういたしますと、石橋委員、お願いします。

**○石橋委員** 私は採択でお願いします。

この核のごみの処分の問題というのは、原発の稼働について、ひょっとしたら稼働せんといけんかと思ってる人でも、大変危ないなとか、どうなるんかなと、ごみの始末もできないものを動かすのは、それでも、やっぱりいけんわいなという意見が多いわけです。この地下処分については、日本は、本当にあり得ないというふうに思ってます。そういう意味で採択を主張します。

**○尾沢委員長** 次に、矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私は採択しないという意見を言わせていただきたいと思います。

先ほど当局に質問させていただいたところの部分なんですけれども、この報道を受けまして、鳥取県平井知事が、9月21日に日本原子力研究開発機構の理事長宛てにウラン廃棄物の処理・処分に係る研究についての照会をされました。そこで、この埋設実証実験等が最終処分ではないものとする、また外部から放射性廃棄物を持ち込まないことということについて、1点目にございまして、その回答が9月の27日にあったということで承知しております。その中に、ウラン廃棄物の最終処分を行うものではありませんと明確に回答があり、また、なお、本研究の試験に使用するウラン廃棄物は同センターから発生したもののみとし、他所から持ち込むことはありませんという回答があったようでございます。また、同年の12月25日には、鳥取県三朝町とも、この三者間で環境安全等に関する協定書と覚書を締結をされているというふうに認識をしておりますので、現時点で、議会決議としての議論にはそぐわないと考えておりますので、不採択を主張します。

**○尾沢委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** この問題については難しいんですけれども、不採択を主張します。

この陳情書についての意見ですけれども、核廃棄物については最終処分をしなければなりませんし、その最終処分場の確保は、これは必要不可欠であろうというふうに考えております。しかしながら、この最終処分場の建設立地については国の責務でありますので、国のそうした事務手法の動向について、私は見定める必要があるというふうに考えております。以上をもちまして、私は採択をしないということを主張します。

**○尾沢委員長** ありがとうございます。

中田委員。

**○中田委員** 経過については、先ほどありましたとおり、私も同様の承知をしております。それと、先ほどもちょっとやり取りの質問の中であったと思いますが、科学的特性マップにおいても、適地ではないということも含めて、答弁であったように、こういうのをす

るかしないかの議論さえされてない状況だと承知しております。そういうことも踏まえてこの陳情を見たときに、鳥取県内に建設させないという陳情になっております。制度から見て、米子市が独自にそのことを議論するような立場にあった話も、先ほどそういうことは無いということでしたけれども、これは米子市の持つ自治権を越えた話だと私は理解しております。これを米子市議会で議決するという点については同意できないという理由から、採択しないを主張させていただきます。

**○尾沢委員長** 次に、稲田委員。

**○稲田委員** 私も採択しないを主張いたします。理由を簡潔に述べます。

先ほど中田委員がおっしゃられたことと重複いたしますが、要は、ここ、米子市議会でございますので、米子市のことは我々が、我々がというか、我々に与えられた議案等を審議すればよいのですが、これは鳥取県全体、要は、他の市町村も含めてという部分は、私は違和感を覚えます。ということで、その点と、それから、あとは将来を、米子市の考え方の将来どこかの部分までを拘束するような趣旨も含まれるのではないかと思います。この陳情の内容に限らず、いたずらに将来の何かを拘束してしまうような趣旨を持たせる、あるいは我々がそのような行為を行うのは、どこまで容認されるのかということもあります。したがって、要は、いたずらに長期間拘束するようなものはやめたほうがいいのではないかとということなんですが、その2点をもって採択しない、不採択を主張します。以上です。

**○尾沢委員長** 次に、奥岩委員。

**○奥岩委員** 不採択でお願いいたします。

先ほど中田委員と稲田委員もおっしゃったんですが、我々、米子市議会の特別委員会でございますので、こちらのほう、本議会になじまないと考えますので、不採択でお願いいたします。

**○尾沢委員長** 次に、土光委員。

**○土光委員** 趣旨採択を主張します。

基本的な考え方というのは、米子、この地にというか、高レベル放射性廃棄物処分場は駄目だという意思表示、今、そういった検討も話も何にもないという段階だとしても、議会としてもそういう意思を示すというのは重要だし、意味があることだと思います。ただ、先ほど指摘があったように、この陳情が鳥取県内にというふうに言っているの、米子市議会として、それ以外のところまでも含めて建設させないというのは、ある意味で、ちょっと言い過ぎかなと思うので、米子市としての、ただ、隣の県とか米子市以外でも、鳥取県内にそれができるといえるのは、米子市にとっても大きな影響があるということは確かです。だから、そういった意味で米子市の意思表示としてこういった考え方を示す。ただ、鳥取県内にというふうに言い切るのはなかなか私も難しいと思いますので、そういった意味で趣旨採択を主張します。

**○尾沢委員長** ありがとうございます。

討論をこれをもって終結させていただきたいと思います。

先ほど趣旨採択という意見がありました。採択される御意見が1名と、趣旨採択が2名ということでございまして、趣旨採択が採択より多いために、趣旨採択で諮ることになったと思います。よろしいでしょうか。

これより採決いたします。

陳情第98号、鳥取県内に放射性廃棄物の最終処分場を建設させない議会決議のための陳情書について、趣旨採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(「ちょっと委員長いいですか、委員長、議事進行、いいですか。」と土光委員)

**○尾沢委員長** はい、どうぞ。

**○土光委員** 何と何を諮るんですか。それを示してもらわないと、どこに手を挙げていいか…。

**○尾沢委員長** 趣旨採択と不採択です。よろしいですか。

それでは、趣旨採択に賛成の委員の挙手を、はいはい、どうぞ。

中田委員。

**○中田委員** 先ほど委員長のほうから採択の人と不採択の方がいらっしゃったということもありましたよね。

**○尾沢委員長** はい。

**○中田委員** それで、現に不採択が2名、採択が1名だったとすると、諮り方は趣旨採択と不採択だけを諮るとするのは、委員長の議事進行の上ではいかがなものかと思います。その採択を主張した人がそのまま採択でいくのであれば採択から諮って、それで不採択で同調して不採択に考えを変えるのであれば、採択と採択しないを諮るのはいいとは思いますが、まずは採択するという人と、趣旨採択と言う人の意見を確認されたほうがいいんじゃないですか。あくまでも採択と趣旨採択がそれぞれ意見が変わらないということであれば、そういう諮り方をされなければいけないんじゃないですか。

**○尾沢委員長** そういたしますと、御意見参考にさせていただきますと、趣旨採択の意見のある場合は、まずは本陳情の採択を普通確認いたしますが、趣旨採択のほうから先に確認をするようにということが書いてありますので、まず趣旨採択が少数であれば、もう採択、もう一度採択という方向にして、多数なのか少数なのかということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。よろしいですか。

趣旨採択という御意見がございますので、まず本案件に対しての趣旨採択を主張される方の挙手を求めま…。

石橋委員、どうぞ。

**○石橋委員** 趣旨採択の数を確認されて、趣旨採択が成立しないとなったら、次は、採択か不採択かで決を採られるわけですね。

**○尾沢委員長** はい、そうです。そのようにさせていただきたいと思います。

趣旨採択という御意見の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手…国頭委員、土光委員]

**○尾沢委員長** 結構です。

趣旨採択少数でありますので、採択を主張される方、再度お手上げをお願いいたします。

[賛成者挙手…石橋委員]

(「採択か不採択かで今。」と土光委員)

(「そうです、そうです、そうです。」と石橋委員)

**○尾沢委員長** 採択が少数でございますので、本件は採択しないことに決しました。

大変に時間をかけて申し訳ございませんでした。

そういたしますと、陳情第98号についても不採択と決しました。

委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめは、採決結果の理由につきまして、先ほど委員から出されました御意見を正副委員長において集約して、各委員に御確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、陳情第99号、放射性廃棄物を生む原子力発電の停止を求める意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

本陳情の賛同議員であります石橋議員に説明を求めます。

**○石橋賛同議員** 原発の再稼働について私は反対の立場なんですけれど、反対の理由の大きな2つが、一つは原発がもし事故を起こした場合のその影響の大きさ、広範囲に及ぶということと、あるいは子々孫々まで遺伝子に影響していったりする。そして、その放射能の影響がなくなるまで10万年かかる、いや、それ以上かかると言われてるその甚大な影響、ちょっとほかのことでは考えられない大きな影響があるということが一つ。

もう一つの大きい理由が、この核廃棄物の処理という問題が大変困難だということです。廃棄物はまだ確定していないんですけど、どう処理をする、どこに処分場を造るっていうのが確定していないんですけど、今、稼働している原発もありますし、これから再稼働しようとしている原発もあります。でも、この安全に核廃棄物の処理ができるということが分からないままに稼働させるっていうことについては、本当にとんでもないことであるというふうに思いますので、この陳情については採択を求めます。以上です。

**○尾沢委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様のお意見を求めます。

まず、戸田委員のほうから。

戸田委員、お願いいたします。

**○戸田委員** 第99号の陳情書についてですが、今の陳情事項については、原子力発電所をゼロに明記しというような、エネルギー転換を図っていくという内容でございます。しかしながら、今、原子力発電政策については、国においてもエネルギー政策並びに地球温暖化防止対策について必要不可欠であるというような議論がなされておるところでございます。そういうふうな中で進めていかなければならない事業であろうというふうに私は思慮をいたしております。また、再生可能なエネルギーへの転換についてでございますが、これも国において今の重要施策として再生エネルギーへの変換というふうな位置づけも掲げておられますので、その辺のところも十分に思慮をすべきであろうというふうに私は理解しております。したがって、この陳情については採択しない、不採択を申し上げます。

す。

**○尾沢委員長** ありがとうございます。

続いて、矢田貝委員、お願いいたします。

**○矢田貝委員** 私も採択しないという意見でございます。

国のエネルギー基本政策において、原子力政策はいかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、私たち国民の懸念の解消に全力を挙げるという前提がございます。原子力規制委員会により、世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合にのみ再稼働を進めているという現状、そして、稼働に当たっては国も前面に立って立地自治体等との関係者の理解と協力を得るための取組も進められていると私自身は認識をしております。

そして、またですけれども、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けての放射性廃棄物の処分の問題、また原子力発電の運転に伴い発生する放射性廃棄物の課題についての理解、その課題があることは理解しているつもりでございますけれども、しかし一方で、私はエネルギーの安定供給へ向けた議論というのは、国が責任を持って進めているものでありますし、2050年カーボンニュートラルを目指す上でも、安全の確保を大前提に、安定的で安価なエネルギーの供給確保は大変重要なことだと考えておりますので、本陳情に対しては不採択を主張いたします。

**○尾沢委員長** 続いて、石橋委員。

**○石橋委員** 気候変動とか温暖化という意味で原発は必要なのだという意見も先ほどから述べられております。しかし、これとはまた、原発の危険というのは異質なものだというふうに思います。気候変動に対して急いで対応する必要があるというのは、私も大体主張しているところですが、だからといって原発を動かしていいという理由にはならない。先ほども言いましたけど、原発には、もし事故になったときに、ほかのものと違った大きな影響があります。安全性第一でっていうふうに先ほども言われましたけど、内閣府は安全第一を前提にということを行いながら、原発で22%のエネルギーを引き出すんだというふうに、それを目標にしています。これはやはり安全性第一というなら、過酷事故が防げないと言われる今の原発、動かすべきではないと思います。福島の実状を見ても、事故が起こったときに収束すらなかなかおぼつかない。この問題にやはり目を塞ぐべきではないというふうに思います。それが大きな理由です。

エネルギーは安定的で安価じゃないといけないということですが、原発というものをベースロード電源にしているわけで、エネルギー政策の中で原発の占める割合が大きいわけです。その枠組みがある中で、自然エネルギーの開発とか発展というのが抑えられているという現状の政策がありますし、原発をベースロード電源だということを変えて、方向を変えて、そして自然エネルギーがもっと開発できるようにし、そしてその予算もつぎ込むようにすれば、即石炭火力を廃止できるとかいうふうには言いませんけれど、でも十分にエネルギーは足りるということがあるというふうに思います。その地域の特性に合った自然エネルギー、伯耆町なんかでは水力発電で町内を賄う電気は発電しておられます。そういうものは、日本の中には資源があると思います。原発をやめて、今そこに注いでいる税金の投入とかを自然エネルギーが発展するような方向に切り替えていくべきだと。何よりそれは、原発の事故が起こったときに命さえ危険がある。そして、福島のように、全部ではないですけど、まだ二十数%しか人が帰ってない町があるんです。10年以上たって

まだ避難生活で、安定した生活を送れない人が4万人以上いるんです。そんな事故は起こすべきではない。それならば、原発はやはり止めるべきだというふうに思います。その放射性廃棄物を含む原子力発電の停止を求めるというのは、処理のことだけではなくて、やはり放射性のもたらす被害の大きさ、それをやっぱり第一で考えるべきだというふうに思います。なので、採択を求めます。

**○尾沢委員長** 次に、国頭委員。

**○国頭委員** 私は採択でお願いしたいと思います。

先ほどから出てるように、やっぱり原発をベースロード電源としての限りは、なかなか再生可能エネルギーも進んでいかないじゃないかなと思っております。そういう面では、期限を切って、すぐには言えないけど、期限を切って原子力をゼロとするような計画をつくっていかないといけないと思っておりますので、採択ということをお願いしたいと思います。

**○尾沢委員長** 次に、土光委員。

**○土光委員** 採択を主張します。

理由は2つで、一つは、これは陳情にありますように放射性廃棄物を生む原子力発電、原子力発電はもう当初からトイレのないマンションというふうに言われてて、運転すると放射性廃棄物が出ることは分かっていたけど進めていたというのが、もう1960年代からです。その結果、今、使用済み核燃料がいっぱいある。これからもさらに増やそうとしている。それは、一部に原発は発電時にCO<sub>2</sub>を出さないから環境に優しいと言われてますが、100万キロワット級の原発が1年間稼働すると、広島原発の3,000発分の放射性廃棄物を生みます。そういったものを認めるというのは、私はあり得ない。CO<sub>2</sub>はCO<sub>2</sub>の問題できちっと考えればいいというふうにまず思います。

それから、もう一つは再エネを、だからあらゆるいろんな意味で再エネを進めるべきです。実は、原発にしがみついているから再エネがなかなか進まない。逆に言うと、原発を廃止すれば、これをやめれば人とかお金とか物、全てそちらに集中できます。今、再エネがなかなか進まない大きな理由の一つは、原発政策にしがみついているからです。そういった意味でも原発をきちっとやめて、それこそ文字どおりCO<sub>2</sub>を出さない再エネに力を注ぐべきということで、ぜひ採択をしていただきたいと思います。採択を主張します。

**○尾沢委員長** 続いて、奥岩委員。

**○奥岩委員** 不採択でお願いいたします。

国会、内閣総理大臣、経済産業大臣さんに意見書を出していただきたいと思いますということで読ませてもらいました。先日の全員協議会の勉強も踏まえて改めて勉強し直させていただいたんですが、先ほど来から各委員の方々が申し上げておられましたとおり、現時点でのこの国におけますエネルギー政策というものを考えたときに、意見書にあります早急に原発ゼロを実現するというようなお願いがあるんですけど、現時点で我々島国、資源も限られておりますので、電力供給、安定供給、ベースロード等々鑑みたところ、エネルギー庁、先日の御説明にありましたとおり、現時点では必要なものと考えております。以上です。

**○尾沢委員長** 続いて、稲田委員。

**○稲田委員** 採択しない、不採択を主張いたします。

まず、この原子力政策そのものに反対の御意見でこの陳情を出されているものと推察いたしますが、お考えはお考えとしてですが、ただ、要は原子力発電所をゼロを明記ということをお我々が果たして訴えていいものかどうか。訴えとしては存在することは分かるんですけども、本当にこの国のエネルギーどうするのかという話、代替案と申しますか、エネルギー政策そのものを考えていく上で、この陳情にはその代替案が明確に、自然エネルギーですか、書いてはございますが、じゃあそれをどういった形でやっていくのか。国の政策もせんだっての説明の中では、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等々で内訳等も書いてますし、国が全く考えてないわけではなく、100とゼロでやっていくと、いつまでたっても平行線なのかなと思います。したがって、まず代替案も欲しいですし、明らかな否定形から入っているものに対して、私はこの日本のエネルギー政策を考えた場合に、これを積極的に採択していこうという理由が見当たりませんので、不採択といたします。以上です。

**○尾沢委員長** 続いて、中田委員、お願いします。

**○中田委員** 結論としては、私も採択しないです。

先ほど来、るるこれに賛同される方の御意見も聞いておりますが、安全性に人それぞれの許容範囲の受け止め方に差異があることは承知しております。そこの受け止め方で、先ほど稲田委員も言われたように、これは推進に反対、原発には反対の方の陳情だと受け止めておりますけれども、先ほどの原発ゼロに期限を切らないと、要するに原子力発電をベースに捉えて考えると、再生可能エネルギーは進まないんだという一つの考え方が先ほど述べられましたけど、私はその論とは同じものではありません。エネルギー開発の開発主体というのはそれぞれ事業体が違いますので、例えば再生可能エネルギーの開発主体が様々なエネルギーを考えるっていうのは、それはそれで大いにすれば結構ですし、そういう政策を国がエネルギーの将来性に向けての政策としてするかしないかは、そこはまた求めるところが違っていると思っております。そういった今の状況の中で、現在のエネルギーの構成状況から判断すれば、たまたま今の生活が足りているという論もありますけど、私は非常に不安定な状況だと思っております。今のエネルギーの構成からいけば、私は原発を直ちにゼロにするということは不可能と考えております。したがって、これは同意しかねるということから採択しないを主張します。

**○尾沢委員長** ありがとうございます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第99号、放射性廃棄物を生む原子力発電の停止を求める意見書提出に関する陳情書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、国頭委員、土光委員〕

**○尾沢委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第99号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○尾沢委員長 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を暫時休憩いたします。

午前 11 時 22 分 休憩

午前 11 時 24 分 再開

○尾沢委員長 それでは、原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を再開いたします。

島根原子力発電所 2 号機に係る原子炉設置変更許可後の市の対応について、当局の説明を求めます。

大野原防災安全課長。

○大野原防災安全課長 そういたしますと、私のほうから御報告いたします。報告資料は資料 1、設置変更許可後の市の対応についてと、あと資料 2、安全協定改定に係る中国電力との協議状況、そのほか参考資料といたしまして、安全協定の条文と運営要綱、こちらを配付してございます。

そういたしますと、資料 1 を御覧ください。令和 3 年 9 月 15 日に島根原発 2 号機に原子炉設置変更許可があったことを受けて、住民説明会を開催してございます。また、安全協定の改定につきまして、県、米子市、境港市と中国電力による安全協定改定に係る協議会を再開したところでございます。

これまでの経緯でございますが、中国電力から平成 25 年 11 月 21 日に島根原発 2 号機の新規制基準適合性審査申請に係る事前報告がございました。これを受けまして、同年 12 月 17 日、事前報告に対する最終的な意見を留保し、条件を付した上で、最終的な意見は、審査結果についての説明を受け、議会、県安全顧問の意見を聞いた上で提出すると回答したところでございます。

次に、市の対応でございますが、9 月 15 日に中国電力から審査合格の報告を受けております。その際に、審査内容について住民や議会等への丁寧な説明の要請をするとともに、安全協定の改定協議会の再開等について要請を行ったところでございます。

次に、プロジェクトチーム会議でございますが、同日、知事、両市市長による会議を開催しております。この会議でもって今後の対応について、中国電力への回答につきましては、住民及び県原子力安全顧問の意見をよく聞いた上で議会とも協議し、県、両市が緊密に連携を取り、対応していくといったことなどを確認しております。

次に、知事、両市市長による現地視察でございますが、10 月 6 日に実施しております。

次ページを御覧ください。県原子力安全顧問による検証結果でございます。内容については、(1) の分野別の総括のとおりでございますが、全体の総括といたしまして表の下段に記載してございますが、島根 2 号炉について、専門的観点から抽出した論点に対する適切な対策が講じられていること、安全確保に必要な対策が講じられていることを技術的に確認したと総括されております。

次に、顧問会議の意見につきましては、中国電力に対しまして、引き続き最新の知見を適切に取り入れて安全性向上に努めること、あるいは地域住民に安心していただけるよう、原子力安全文化の醸成に努め、住民等への分かりやすい説明と積極的な情報公開を行うことを求めるといった意見が寄せられております。

次に 5 番でございますが、御覧のとおり、県、両市の職員が説明を受け、質疑を行った

ものでございます。

次ページ、3ページ目にお進みください。次、住民への説明でございます。県、両市の主催の住民説明会の開催日程、場所、内容については、御覧の表のとおりでございます。10月24日、米子会場を皮切りに、計5回開催しております。また、中国電力主催の住民説明会でございますが、2回、こちらも開催しております。

次に、7番でございますが、米子市原子力発電所環境安全対策協議会への説明でございます。10月18日には現地視察を行っておりまして、11月8日の会議におきましては、国と中国電力から住民説明会と同様の内容で説明を受けております。

次のページにお進みください。11月22日の会議では、県原子力安全顧問から検証結果について説明を受けております。

次に、改定協議会の開催でございます。10月5日、県、両市及び中国電力による改定協議会を再開いたしまして、県、両市が立地自治体と同等の文言への改定を求める4項目、事前報告、現地確認、意見提出、核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡、この4項目について協議を開始したところでございます。御覧のとおり、現在3回開催されておりまして、第3回目の改定協議会においては、4項目のうち2項目につきまして協定を改定すると回答があったところでございます。また、原子力防災財源への協力につきまして、一定の継続性を持った仕組みとする方向で協議を行うと回答をいただいております。

次、資料2のほうにお移りください。こちらは安全協定改定に係る中国電力との協議状況でございます。先ほど申し上げましたとおり、表の4項目について改定を求めておりまして、現在のところ2項目について回答を受けております。項目第2番目の回答でございますが、鳥取県については立入調査に改定すると。米子市及び境港市は、発電所に立ち入って確認いただくこととする。さらに、鳥取県原子力安全顧問については、立入調査を実施いただくこととするなどの回答をいただいております。また、項目の第4につきまして、こちらのほうは立地自治体と同様で、詳細な情報についても連絡させていただくこととするといった回答をいただいております。なお、残りの2項目につきましては、中国電力においてただいま鋭意検討中でございます。私からの報告は以上です。

**○尾沢委員長** そういたしますと、当局の説明は終わりました。

委員の皆さんからの御意見等を求めます。

戸田委員。

**○戸田委員** 先ほどの陳情書の中にもあったんですけども、今の顧問会議意見の中で、住民に対して分かりやすく説明と積極的に情報公開をして行うということの附帯意見が出てくるんですけども、当局は今どのようにその辺のこの意見を踏まえておられるか、その辺ちょっと考え方を伺っておきたいと思う。

**○尾沢委員長** 大野原防災安全課長。

**○大野原防災安全課長** 先ほど御説明いたしましたとおり、現状、住民説明会につきましては、県、境港市と連携いたしまして、10月24日と11月24日に米子会場、10月30日に境港会場にて説明会を実施しておりますところでございます。それ以外にも安全対策協議会のほうに同様の説明をしておりますし、本議会におきましても全員協議会で説明をさせていただいているところでございます。

現状の市の考え方といたしましては、参加数、こちらの推移、先ほど資料1に書いてご

ざいますが、参加者数の推移から、説明会への参加を希望される方にはおおむね参加いただけたのではないかと考えてございまして、現在のところ同様の説明会の追加開催の予定はございません。参考といたしましてですが、この説明会の様子につきましては、ホームページ等で動画公開をしております、そちらでいつでも確認していただけるような状況になっております。以上です。

**○尾沢委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** それでるる説明をされたんですけれども、私が今思うのが、住民の方の位置に立って分かりやすい説明ということをおられるんですよね。だから分かりやすい説明というのは、その辺のところ市のほうで創意工夫されたのかどうなのか。相手側の、説明者側の資料についてそういうふうな御意見を言って、分かりやすいような説明に改めていったのか、その辺のところを私、伺っておるんです。今、大事なことでしょ。陳情書でそういうことを言うておられるわけですから。だから、資料について、同じような資料ではなくて、そういう御意見があつて、資料の改変をされて、ある程度分かりやすくステップアップしてきたというような変遷はされましたかということをお伺いしております。

**○尾沢委員長** 大野原防災安全課長。

**○大野原防災安全課長** 資料の分かりやすい改変についてということでございますが、こちらのほうは、国の機関及び中国電力が作られた資料でもって説明をしております。私も住民説明会、何度か参加いたしました、住民の皆様方からもそういった分かりやすいつていう要望はございまして、こちらとしましてもそこら辺の要望は国のほうに、立ち話程度ですけどお伝えしたところとございまして、実際としては、そこら辺は資料としてはあまり変わっていないかなという印象なんですけれども、説明内容をなるべく分かりやすく説明していただいているんじゃないかなという感じが、回数を聞くたびに感じたところとございまして。以上です。

**○尾沢委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私が申し上げたいのは、国の機関等々で説明会を開かれて、住民の方が参加されて分かりにくかった。広報の、今ホームページ等でもされたけど、分かりにくいという部分が私に寄せられるんです。だから、本市としてサブペーパーみたいなものを作られて、それで補完をするというような考え方なり、そういう講じていくという考え方はないんですか。そこをお伺いしております。

**○尾沢委員長** 大野原防災安全課長。

**○大野原防災安全課長** 先ほど戸田委員の意見をいただきまして、今後そういったことも検討してまいりたいと考えております。以上です。

**○尾沢委員長** ほかに質問はありませんか。

土光委員。

**○土光委員** 今日の資料で、資料1の1枚めくった2ページ目ということになるかな、県原子力安全顧問による検証というところに関して、(1)で分野別の総括とあります。これは県の原子力安全顧問は避難計画に関して、この分野別の中に避難計画のことがないのですが、原子力安全顧問は避難計画のいわゆる実効性というか、その現状、これについて検証、総括、それはされなかった、していないんですか。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 今回の原子力安全顧問による検証につきましては、主に資料のほうに書いてありますような原発の安全対策等についてやっていただいたものと認識しております。安全顧問の方、避難計画、防災等の専門の方もいらっしゃるけれども、今回の確認については、そういった原発の安全対策がメインであったというふうに承知しております。以上です。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** これは避難計画の実効性というか、よく議論、問題になって、評価もある意味で第三者的な視点でというのがいろいろ要望が、声があると思います。やはり原子力安全顧問の中に1人防災関係の専門家が入っている、今言われたように入っています。だから、市としても、避難計画自身は市が主体的につくっているものですよ。市としても、ある意味で第三者的な視点、チェックという意味で、この県の原子力安全顧問に避難計画に関しての評価、改善点、問題点というのはチェックしてもらうように、何らかのコメントをもらうように、チェックしてもらうようにというのは要望してもいいのではないかと思うんですが、いかがですか。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** そういった要望を市のほうから県にお伝えするということについては、考えさせてはいただきたいと思いますが、そもそものこの避難計画につきましては、緊急時対応ということで島根原発周辺地域全体の避難計画が策定をされておりまして、これにつきまして内閣総理大臣を長とする原子力防災会議において、それが原子力災害対策支援に照らし合わせて合理的であるということが確認されてはございますので、ちょっとそういったところも踏まえながら、今後のこういった計画の検証については考えていきたいと思っております。以上です。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 国の原子力防災会議でこれが合理的、具体的であると了承された、それは私も知っています。それを踏まえた上で言っています。やはり、この避難計画というのは第三者的な視点でのチェック、評価が必要だと思います。安全顧問でそういった専門家も入っている。これはそういうことを評価するために入ってもらっているのではないかと思います。だから、防災会議でいろんな議論をされたことは知っています、分かっていますが、それを分かっていますけど、やはりさらにこういったところにきちっと評価、チェックをしてもらうように市として要望するというのは、私は、先ほど検討するというふうな言い方されましたが、ぜひこれはそういうことを要望していただきたいというふうに思います。再度、答弁求めます。

**○尾沢委員長** ちょっと待ってください。

佐小田防災安全監。

**○佐小田防災安全監** 今、土光委員さんがおっしゃいましたけれど、もちろん今この訓練計画で実効性がある。ただ、これからもいろいろな新しい知見や、それから訓練などから得た教訓などを反映しまして、これからも国等の意見を言いながら実効性を高めていきたいと思っております。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** いや、私はこの避難計画、安全顧問に評価してもらうということを要望して

はいかがですかということ、ぜひそうしていただきたいと聞いているのです。今のしゃべったことが何にもそれに関しては触れてませんよね。私のそういう要望を受け入れてもらえませんか。

**○尾沢委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 土光委員の御意見は、そういう御意見があったということは県には伝えたいとは思いますが、よく御存じのとおり、鳥取県原子力安全顧問会議というのは、基本的には原子力規制庁での審査の状況とか、それらも踏まえた島根原発における安全対策の実施状況とかを科学技術的な見地から検証するという事で設けられた組織だというふうに承知しております。確かに防災へのつながりもあるということで防災の専門家の方もいらっしゃると思いますが、限られたメンバーで本当にその防災計画の確認、認証ができるのかというような限界といたしまししょうか、役割の問題もあると思います。そういう御意見があったということは伝えたいとは思いますが、先ほど防災安全監も御答弁申し上げたとおり、いわゆる技術認証認可とは違いまして、避難計画なり防災計画というのは、これは順次進化していくというものであります。そういった過程の中で、仮に原子力顧問の方の御意見を聞くような場面、それが有効だという場面があれば、そういった局面もあり得ると思いますけども、今の時点で国のほうでも確認いただいた緊急時対応、そしてその中身である今の広域避難計画等について、改めて原子力安全顧問会議で今の時点で何か確認をしていただくということの予定はありませんし、今それを県のほうと一緒にやってやるという考えはありません。以上です。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 米子市はいずれ島根原発稼働について、端的に言えば認めるか認めないか意見を言うタイミングは来ますよね。どういう意見をするかというのは様々な、この様々なところから意見を聞く。その一つの中に原子力安全顧問による検証結果というのも非常に大きな比重を占めていると思います。やはり稼働に関してどういうふうな対応をするかというのは、技術的なこと、これも当然大事です。でもそれだけではなくて、むしろ住民の大きな関心は避難計画、要は事故が起こるものとして想定しないといけないということですから、避難計画は本当にいざというときに役に立つのかどうかというのは大きな関心事というのは、これは住民説明会でもよく御存じだと思います。そういった検証をここにも依頼するというのは、私は非常に大きな意味がある。今、安全顧問の性格自身は、これ県が設置してるので私も何とも言えませんが、もし今、避難計画の専門家が1人入ってる、そういった検証をしようとするとしたら、1人ではなかなか難しいというふうにもし県が判断、米子市が要望して、私の意見を伝えていただいて、県が判断すれば、それに対応するような人員を整えるということもできます。実際、新潟県ではそういうことをやってます。だから、住民の大きな関心事、稼働するかどうかに関しては避難計画のありよう、どういう状況か、これというのは様々な視点からチェック、説明が要ると思います。それをこの原子力安全顧問に対して要望するというのは、私はしてしかるべきだと思うのですが、今の意見ではする必要がないというふうにもう言ってしまったので、そこは私は承服しかねますし、意見としてはちゃんと伝えていただきたいと思います。

**○尾沢委員長** 要望として受けさせていただいて、委員会の意見の、土光委員の意見として記録には残しておいていただきたいと思います。

(「私、まだ質問があるんです。」と土光委員)

**○尾沢委員長** どうぞ。端的にお願いします。

**○土光委員** ちょっと補足ですが、県から入ってる原子力防災に関する専門家、この方、原子力防災専門研修とかやられて、講師やってるんですよ。そのときかなり鳥取県のこの避難計画、実際現状を見に行つて、いろんなコメントを出してました。だからそれは大いに利用すべきだと思います。ちょっとそれを補足です。

聞きたいことは、次の5番の検証プロジェクトチーム会議の開催。これってここに書いてますけど、県、両市の職員が国とか中電にいろいろ質疑をした。これって要は職員が、つまりある意味で住民の立場で、ちょっと言い方は悪いですけど、ある意味で素人の立場でいろんな疑問点を聞いてやり取りした。私は非常にこれは面白い試みだったと思います。これは市の職員も当然参加して、いろいろやり取りをされていますよね。これを4回全部でやっていますが、何か新たな発見、気づきというのはありましたでしょうか。もしあれば紹介ください。

**○尾沢委員長** 大野原防災安全課長。

**○大野原防災安全課長** 私も4回参加させていただきまして、住民説明会で市民の方が様々な質問をされると同じような質問を各県、米子市、境港市の職員が質問したところがございますが、特に申し上げるような内容ではなくて、一般的な話をやり取りした上で認識を深めていったということがございます。以上です。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** そうですか。ちょっと内容を期待していたのですが、分かりました。

それから、次のページの7番に関連する、いわゆる安対協、安全対策協議会に関してですが、まず一つは、米子市としての安全対策協議会はこの間、この一、二年全く開かれていないですよ。その代わりというのかどうか分かりませんが、合同会議というのが2回開かれて、これはここに10月18日、11月8日書かれています。まず私これお聞きしたいのですが、この合同会議というのはどういう位置づけの会議ですか。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 位置づけとしまして、特に例えば条例なり何か規定があるかという、そういった会議ではございませんで、米子市と境港市にそれぞれ安対協がございます。こういった今の状況のような島根原発に関して動きがあった際に、鳥取県の幹部の方、それから米子市、境港市、それぞれの安対協の委員に集まっていって、いろいろと御意見を頂戴しているような協議会に、会議になります。以上です。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** そうですよ。これ多分、主催は県、実際内容を見ると知事を含めて県がこの会議の進行を仕切ってますから、県が主催の会議のように見えます。これの位置づけって全然明確ではないんですよ。ただ、私これを開くことが不要だとか意味がないとかは言いません、意見を聞く場ということで。ただ、これを開いたからといって、米子市の安全対策協議会、これは要綱でちゃんと定められていて、そういったこれは正式、要綱に基づいた会議、これを全く開かない、つまり合同会議を開いたから米子市の安対協がもう代わりになるみたいな、そういう考え方は私はよくないと思います。米子市は米子市として、ちゃんと中国電力の説明を聞く。避難計画のことは必要だったらやり取りをする。そうい

った米子市としての安全対策協議会の運営というのは、これは必要だと思うのですが、いかがですか。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 安全対策協議会につきましては、市単独で島根原発の視察を行っております。また、これまで二度、委員の御指摘があったとおりですけれども、鳥取県、境港市と合同で会議を開催したところですよ。この開催の方法なんですけれども、やはり広域住民避難計画等で鳥取県、それから境港市とは連携した対応が不可欠となりますので、こういった局面の中で合同で会議を開催しまして認識や意見を共有する、そういったことを目的としてこの合同での会議というものを開いているところであります。米子市単独でやるべきだという御意見かと思えますけれども、これにつきましては単独で開催することが有効な課題等につきましては、その具体的な内容にも応じて単独で協議会を開催するというにはなるかと思えますけれども、今まで開催しました会議につきましては、そういった考え方で開催をしているものでございます。以上です。

**○尾沢委員長** よろしいですか。

土光委員。

**○土光委員** やはり米子市は米子市として主体的に安対協もちゃんと運営してほしいと思います。例えば、一つ言いますと、合同でやると当然人数多いですよ。時間は限られてますよね。なかなかやり取り十分できない、物理的に時間でできない。だから、やはり必要なことをちゃんと議論する。それから、逆に安対協の委員になってる方の要望もきちっと聞いて、それを基に米子市の安対協を運営する、そういったことは私は必要だと思います。多分、現に安対協の委員から米子市としての安全対策協議会、これを開催してほしいという要望が何件か出てるはずですよ。だからその辺はきちっと要望を聞いて、主体的に考えていただきたいというふうに思います。

委員長、あと2点だけね、いいですか、続いて。

**○尾沢委員長** 2点。2点とも言うてください。もう時間がちょっと許される時間がないんで、すみません。

**○土光委員** はい、分かりました。じゃあ2つ続けて言います。

一つは、この住民説明会、これは米子市も入った、県、両市主催ですね。これで、もちろんこれ動画で、ネットで見れる、そういったことはやられていて、これは評価したいと思います。ただ、特に質疑の内容に関して、これはある程度文書の形でこういったやり取りがあった、こういう質問があってこう回答した。もし補足だったら、そこで行政として補足の説明資料を出す。そういった文書でまとめるということもやって、これを市民にホームページ等で示す。これは必要ではないでしょうか。動画を見れるというのは非常にいいんだけど、逆に全部見ないとやり取り分からないので、やっぱり簡潔にこういったポイントかというのを知る有効な方法で、単に動画を公開するということにとどまらずやり取り、要は分かりやすく説明の一貫として、文書でQ&Aというのをまとめて公開する、そういったことをやっていただきたいのが。

**○尾沢委員長** 1点。

**○土光委員** はい。それに対して答弁いいですか。

もう1点言います。もう1点は、安全対策協議会の協議会のことに関して、今まで3回

あって、中国電力からそれなりの回答があった。要は4項目の立地自治体並み、これは資料2の1、2、3、4あります。4に関しては、立地自治体並みが事実上回答を得られている。実は1と3はまだ回答がない。1と3、措置要求。2番の現地確認、立入調査のことですが、中国電力は県に対しては立入調査認めるというふうな案を示しています。ただし、両市、つまり米子市に対しては今のまま現地を確認していただくという回答しか示していません。これは、立地自治体並みの改定を要求してきた米子市としては、この2番に関してはまだ要求が入れられてないというふうに私は思うのですが、米子市の認識としてそういうことだと理解していいですか。

**○尾沢委員長** 以上、2点についてお答えをいただきましょうか。

大野原防災安全課長。

**○大野原防災安全課長** まず最初の住民説明会のQ&A、これを文字化するべきではないかという御意見については、これは前向きに検討させていただきます。おっしゃることよく分かりますので。

2点目の安全協定の改定についてでございますが、委員御指摘のとおり、県は立入調査という文言に変わってということで回答をいただいております。本市は従前の現地確認と同様の表現となっております。これにつきましては、ただいま内部で検討している状況でございますので、ほかの2つの項目が出そろってから、改めて市の考え方を議会にお示したいと、そのように考えております。以上です。

**○尾沢委員長** ラスト。

**○土光委員** 分かりました。私が言ったことだから。

この現地確認、県には立入調査、立地自治体並み認める。両市には今までどおり現地確認で確認をしていただくことにする。この回答を、今言ったようにきちんと検討して、あくまでも米子市は立地自治体並みということですから、ここはちゃんと対応していただきたい。私が懸念するのは、実は県はこの回答をいかにも何かこれでいいみたいな雰囲気知事も発言してるし、してるんですよ。だから、そういうことも、それでよしと米子市はしないでいただきたい。県と市は違いますからということ意見をとして申し上げます。きちっとこれは検討して、対応してください。以上です。

**○尾沢委員長** それでは、本当に長時間でございました。12時に間もなくなります。本件については終了いたします。

以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いたします。

**午前11時59分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長

|     |    |
|-----|----|
| 事務局 |    |
| 局長  | 主査 |
|     |    |